

大和市告示第111号

大和市立病院新型コロナウイルス感染症対策寄附金事業実施要綱を次のように定める。

令和2年7月1日

大和市長 大 木 哲

大和市立病院新型コロナウイルス感染症対策寄附金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）への対策に取り組む大和市立病院が今後も市民等に安心かつ安全な医療サービスを提供できる地域の基幹病院としての使命を果たし続けることができるよう、同院に対する寄附金（以下単に「寄附金」という。）を募る事業の実施に関し、大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号。以下「条例」という。）及び大和市寄附条例施行規則（平成19年大和市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の使途及び管理運用)

第2条 寄附金の使途は、条例第2条第18号に掲げる事業とし、大和市立病院の新型コロナウイルス感染症対策のために活用するものとする。

2 寄附金は、条例第3条第2項の規定に基づき、大和市病院事業会計の支出に充てるものとする。

(寄附金の申込み及び納付の方法)

第3条 寄附金の申込みは、別に定める大和市立病院新型コロナウイルス感染症対策寄附金申込書の提出（インターネットを利用する方法を含む。）により行うものとし、寄附金の納付は、金融機関への納付、大和市立病院への持参等によるものとする。

(広報等)

第4条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、その目的及び寄附金の申込方法、使途等について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。